

歳		出		
食 糧	項 目	買 入	費	決算額
(国 内 輸 入)	(米 麦 糧)	(1,161 955 1,532)		3,648
農 産 物 輸 入 管	物 等 飼 料 理	買 入 費 費		—
(国 内 輸 農 輸)	(米 麦 糧)	(440 2,793 2,435 63 173 — 122)		440 2,793 2,435 63 173 — 122
事 務		費		1,124
サイロ及倉庫運営費				4
国債整理基金特別会計へ繰入				10,118
予備費				—
純計		額		18,127
他勘定へ繰入				23,828
(歳出)	総計)			41,955

なり、これを翌年度に繰り越した。

(単位: 億円)			
前年度繰越	本年度受入	本年度損失	残高
409	2,433	△2,668	174

イ 輸入飼料勘定

輸入飼料勘定における決算損失39億円は、前年からの前受金26億円及び、一般会計からの受入額40億円を充てて処理し、残金27億円は前受金として整理した。

第8節 農産物検査制度

1 概況

農産物検査は、農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づいて行われており、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的としている。

農産物検査は、米麦、豆類、雑穀等20品目について、国が定める全国統一的な検査規格に基づき、食糧事務所(農産物検査官)が一元的に検査の実施業務を担っている。このほか、食糧事務所においては、食糧事務所依頼検査規程(昭和31年3月10日農林水産省告示第113号)に基づき、いぐさ製品等の検査を行っている。

また、消費者ニーズの多様化、高度化に対応するため、平成8年より、米麦について、食味と関連の高いたん白質やアミロースなどの含有量を理化学的に分析し数値の証明を行う成分検査を実施している。

一方、農産物検査については、平成8年11月に発足した行政改革会議の議論を経て、民営化の方針が決定され、平成11年4月27日に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」において、「農林水産省の食糧事務のうち食糧検査については、民営検査への移行に向けて所要の法的措置を講じることとし、平成12年の通常国会を目指して所要の法案を提出する。」とされた。

農林水産省としては、この閣議決定を受け、生産、流通、消費等の関係各層の御意見をお聴きしつつ、新たな農産物検査制度について検討を進めてきたところであり、平成12年の通常国会において民営化を内容とする同法の改正が行われ、平成13年4月から5年間で民営化移行を行うことが決定された。

新たな農産物検査制度においては、生産者、流通業者等関係者の意見を踏まえ、検査の信頼性・公正性が確保されるような制度として構築することとしている。すなわち、検査の実施業務は民間が行うことになるが、国は、

- ① 規格の設定等の基本ルールの策定
 - ② 民間検査機関の登録及び適切な検査実施のための指導監督
- 等を行うこととしている。

(1) 検査業務の改善合理化

国内産米検査業務の改善合理化については、昭和63年12月に閣議決定された「規制緩和推進要綱」に基づき、検査体制の簡素合理化及び検査業務の改善を図るため、以下の点について各種事業を活用しつつ推進してきたところである。

この結果、おおむね所期の目標に近い成果をあげることができた。今後はばら検査の拡大及びパレット検査の推進等による抽出検査の内容を充実させ、検査業務を的確かつ円滑に実施するため、引き続き簡素合理化を図っていくこととしている。

① ばら検査比率については、全検査数量のおおむね30%に拡大する。

→10年産実績約22%

② 抽出検査については、当初目標の60%に達していることから、食糧検査士の有効活用を図り、抽出区切りの拡大及びパレット検査の推進等を図る。

→10年産実績約68%

③ 効率的な検査場所を確保するため、一般検査場所については、年間検査数量がおおむね600t以上の検査場所での検査数量割合が一般検査場所における検査数量のおおむね90%となることを目途に整備を図る。これにより全国の検査場所数が9,000か所台となるよ

う集約整備を図る。

→600t以上の一般検査場所での検査数量割合約62%

(10年産実績)

総検査場所数9,655か所 (10年産実績)

実施事業は次のとおりである。

ア 食糧検査士活用事業 (11年度予算額 8億57百万円)

一般検査場所における抽出検査及び施設等におけるばら検査の円滑かつ効率的な実施を推進するため、専門的な知識と技術を有する民間活力を活用して検査準備指導を行う。

イ 受検環境整備推進事業 (11年度予算額 6億32百万円) (これまでの事業を整理統合)

(ア) 受検環境整備促進事業

自主流通法人、第一種及び第二種登録出荷取扱業者が、受検環境の整備を図るために、関係者に対して啓蒙・普及を行った場合、一定額を交付する。

(イ) 受検環境整備推進事業

a ばら受検導入推進事業

生産者個々が乾燥調整し、検査場所に持ち寄った玄米をばら化するため、第一種登録出荷取扱業者がばら検査・ばら流通に必要な設備を整備し、ばら検査・ばら流通を導入・拡大した場合、ばら検査実績数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に2年間交付する。

b RCばら受検拡大推進事業

乾燥調整施設におけるばら化の推進を図るため、第一種登録出荷取扱業者が既存のライスセンター等においてばら検査・ばら流通に必要な設備を新增設してばら検査・ばら流通を導入・拡大した場合、ばら検査実績数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に2年間交付する。

c 大口受検者ばら化導入事業

大規模生産者のフレコンでの出荷を推進するため、一般検査場所において、第一種登録出荷取扱業者がばら検査・ばら流通に必要な設備を整備し又は大規模生産者へ貸出し、ばら検査・ばら流通を導入した場合、ばら検査実績数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に当年度限り交付する。

d 受検場所効率化整備事業

第一種登録出荷取扱業者が受検場所の集約整備を行い、かつ、検査効率の向上のための整備を行い、年間検査数量が2万個未満の受検場所を2万個以上に拡充した場合又は2万個以上の受検場所を設置した場合、及び年間検査数量が2万個以上の受検場所において検査数量を大幅に増加させた場合、増加検査数量に応じ

た一定額を第一種登録出荷取扱業者に当年度限り交付する。

e 小規模受検場所効率化集約事業

第一種登録出荷取扱業者が受検場所の集約整備を行い、かつ、検査効率の向上のための整備を行い、年間検査数量が6千個未満の受検場所を6千個以上2万個未満の受検場所を設置した場合、増加検査数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に当年度限り交付する。

f パレット受検推進事業

第一種登録出荷取扱業者が受検場所において、機動的なパレット検査の実施に必要な準備、能率的な出荷・検査のための仮置テントの設置等、能率的な検査を実施するための条件整備を行いパレット検査数量を増加させた場合、その増加検査数量に応じた一定額を第一種登録出荷取扱業者に当年度限り交付する。

2 国内産農産物の検査

(1) 米 の 検 査

ア 11年産米の検査は、農産物検査の実施業務の民営化が閣議決定され、生産者、流通業者、消費者等の農産物検査に対する関心が高まっている中、多様な受検ニーズに即応した、より積極的かつ弾力的な検査対応を行うことを課題として、「国内産農産物検査の事前指導等要綱」(平成6年3月28日付け6食糧第352号(検査)食糧庁長官通知)及び「国内産米穀の検査基本対策」(平成6年3月28日付け6食糧第353号(買入・検査)食糧庁長官通知)を基本とし、以下の事項に留意しつつ実施された。

(ア) 品質改善に係る指導

高水分米及び過乾燥米等の生産者への指導は、登録出荷取扱業者との連携の下、具体的指導を行った。

また、病害虫の発生予察・防除指導等については、普及センター等の関係機関との情報交換により、タイミングを失しない予察と防除指導を行った。

(イ) 積極的・弾力的な検査の実施

a 検査関連情報の収集

検査計画策定に係る品種別の生育情報、自主流通米の需給動向、倉庫操作状況等の検査関連情報の収集を行った。

b ニーズを踏まえた検査計画の策定

登録出荷取扱業者と事前打合せ等を行い、その際のニーズを組み入れた検査計画を策定した。

c 広域的な応援検査

早場地帯、遅場地帯の支所間や本所・支所間の応援検査を行った。

(ウ) 特別検査場所の設定等

計画外流通米の円滑な検査のため、政府倉庫前や食糧事務所前の検査場所等を積極的に活用するとともに、必要に応じて特別検査場所を設定した。

(エ) 鑑定・格付技術の鍛磨

品種鑑定については、「米麦等の品種鑑定のマニュアルについて」(平成9年11月28日付け9-83検査課長通知)等を活用し、鑑定技術の向上に努めた。

また、支所間の各種サンプル交換や、広域流通を念頭においた他の食糧事務所との各種サンプル交換等による品種鑑定及び格付技術の研鑽に努めた。

(オ) 適正な量目の確保

規格量目に関し、関係者に対して指導する場合、入れ目については、検査終了後の自然減耗分を限度とし、過大な入れ目は是正するよう併せて指導を行った。

(カ) 整粒歩合による仕分け

登録出荷取扱業者から整粒歩合等による仕分要請があった場合は、品質改善の助長の一環として、積極的に対応を行った。

(キ) 成分検査の効率的な検査

成分検査については、受検準備の軽減及び検査試料の有効活用等の観点から、品位等の受検と同時受検するよう指導を行った。

イ 検査の実績

11年産米の平成12年3月末日現在の検査実績は、表14のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表15のとおりである。

ウ 品質概況

11年産の稻の生育は、九州で6月下旬以降の断続的な多雨・日照不足に加え、9月下旬の台風による倒伏等の被害があったが、近畿より東の地域ではおおむね天候に恵まれたため、作況指数は全国で102のやや良となつた。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道では、登熟は高温・多照に経過したことから一部地域で干害が発生したものの作柄はやや良となつた。1等比率は79.9% (10年産同期94.4%) と前年を下回つた。なお、2等以下への主な格付理由はカメムシによる着色粒の被害であった。

(イ) 東北では、登熟は、高温・多照に経過したことから、作柄はやや良となつた。1等比率は、61.3% (10年産同期78.6%) と前年を下回つた。なお、2等以下への主な格付理由はカメムシによる着色粒の被害と、乳白・腹白粒であった。

(ウ) 関東・東山では、登熟は、7月中旬以降高温・多照に経過したことから、作柄はやや良となつた。1

糧 庁

等比率は80.8% (10年産同期81.1%) と前年並みであった。なお、2等以下への主な格付理由は乳白・腹白粒であり、特に埼玉県で多く発生した。また、千葉県、茨城県ではカメムシによる着色粒の被害も発生した。

(エ) 北陸では、登熟は、7月下旬から8月上旬にかけてフェーン現象等の影響を受けた福井県がやや不良となつたものの、その他の県は順調に推移したため作柄はやや良となつた。1等比率は57.2% (10年産同期80.7%) と前年を大幅に下回つた。なお、2等以下への主な格付理由は乳白・腹白粒であったが、福井県では、カメムシによる着色粒の被害も発生した。

(オ) 東海・近畿では、登熟は三重県、滋賀県及び奈良県で8月以降の高温・日照不足からやや不良となつたものの、その他の県は順調に推移したことから、作柄はやや良となつた。1等比率は東海で63.6% (10年産同期63.1%) とほぼ前年並みであったが、近畿では56.7% (10年産同期67.3%) と前年を下回つた。なお、2等以下への主な格付理由は乳白・腹白粒及びカメムシによる着色粒の被害であった。特に滋賀県で乳白・腹白粒が多く発生した。

(カ) 中国・四国では、登熟は、7月中旬以降の日照不足等の、不順な天候や、台風18号による倒伏等の被害を受けたため、作柄は中国で平年並み、四国でやや不良となつた。1等比率は中国で61.1% (10年産同期66.9%), 四国で44.7% (10年産同期51.7%) といずれも前年を下回つた。なお、2等以下への主な格付理由は乳白・腹白粒及びカメムシによる着色粒の被害であったが、広島では、発芽粒の発生が多く見られた。

(キ) 九州では、登熟は、多雨・日照不足に加え、9月下旬の台風18号により広範囲に倒伏し、登熟が阻害される被害等が発生したため、作柄は各県とも著しい不良となつた。1等比率は29.8% (10年産同期70.2%) と前年を大幅に下回つた。なお、2等以下への主な格付理由は乳白・腹白粒及び充実不足であり、カメムシによる着色粒の被害も見られた。

エ 産地品種銘柄の概況

11年産米の水稻うるち玄米の品種別検査実績は、表16のとおりである。

11年産うるち玄米の産地品種銘柄は、45道府県、125品種、312産地品種(10年産、45道府県、127品種、328産地品種)であり、平成12年3月末日現在における銘柄の検査数量(加工用米等も含むすべての水稻うるち玄米)は、421万6千tである。これは10年産(11年3月末日現在)の425万tに比べ3万4千t減少した。

また、水稻うるち玄米に占める割合は、前年より3%減少し、94% (10年産同期97%) となつた。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、産地品種銘柄のうち138万2千t(10年産同期119万2千t)で32%を占めており、2位は前年3位であったひとめぼれ、3位は前年2位であったあきたこまちとなっている。

以下、きらら397、ヒノヒカリ、はえぬき、むつほまれの順に検査数量が多く、上位10品種の検査数量は、産地品種銘柄全体の80% (前年同期77%) であり、前年より3%増加している。

(2) 麦 の 検 査

ア 検査対策

11年産麦の検査に当たっては、良品質麦の確保と流通の円滑化等を図る観点から、国内産農産物検査の事前指導等要綱(平成6年3月28日付け6食糧第352号(検査)食糧庁長官通知)及び国内産麦類の検査対策(平成4年4月8日付け4食糧第355号(検査)食糧庁長官通知)を基本とし、良品質麦の確保のための指導として、

- ① 適切な早期乾燥処理と調製の指導
- ② 被害麦の除去及び選別程度の指導
- ③ 品質劣化麦の仕分け等の指導

等を重点事項として、関係機関、団体との密接な連携の下に検査を実施した。

イ 検査実績

11年産麦の検査実績は、表17のとおりである。検査数量の合計は、83万8千tで、前年に比べ8万7千t増加(前年比111.6%)した。また、種類毎の上位等級比率(1等。ただし、ビール大麦は1等+2等)を前年と比較すると、大麦は77.6%(前年産44.1%)、はだか麦は78.5%(同11.3%)、小麦は75.3%(同64.7%)、ビール大麦は90.9%(同67.6%)となっている。

普通小粒大麦は、前年産の作柄不良により、小麦への作付転換があったものの、緊急生産調整推進対策の取組等により、作付面積がわずかに増加したことにより、作柄が平年並みとなったことから、検査数量は前年産より8千tの増加となった。

普通大粒大麦は、前年産の作柄不良により、小麦への作付転換があったため作付面積がやや減少したものの、作柄が良かったことにより、検査数量は前年産より1千tの増加となった。

ビール大麦は、生育期を通じておおむね順調に推移し、作柄も良かったことから、検査数量は前年産より43千tと大幅な増加となった。

普通はだか麦は、前年産の作柄不良により、小麦への作付転換があったため作付面積がやや減少したものの、作柄が良かったことにより、検査数量は前年産より7千tの増加となった。

普通小麦は、作付面積が増加し、都府県の作柄も良かったものの、北海道の作柄が悪かったことから、検査数量は前年産より28千tの増加にとどまった。

ウ 品質概況

(ア) 普通小粒大麦

関東・東山では、一部の地域で充実不足、青色粒の混入が散見されたものの、総体的には充実度、色沢ともに良く、前年産に比べ品質は良好であった。

北陸では、充実度、粒ぞろいは良く、被害粒の発生も少なく、前年産に比べ品質は良好であった。

(イ) 普通大粒大麦及びビール大麦

関東・東山では、一部の地域で枯れ熟れによる充実不足、青色粒の混入が散見されたものの、総体的には充実度、色沢ともに良く、前年産に比べ品質は良好であった。

中国では、全般的には充実度、粒張りともに良好であったが、一部地域において被害粒の混入が見られ、前年産に比べ品質は低下した。

九州では、充実度、粒ぞろい、色沢ともに良く、前年産に比べ品質は良好であった。

(ウ) 普通はだか麦

主産地である四国、九州では、充実度、粒ぞろいともに良く、前年産に比べ品質は良好であった。

(エ) 普通小麦

北海道では、高温・少雨による登熟不良等の影響で全般的に小粒傾向となり、収穫期の降雨等の影響もあり発芽粒等の被害粒の発生が見られたが、調製等により、品質はおおむね平年並みとなった。

関東・東山では、一部の地域で枯れ熟れによる充実不足が散見されたものの、総体的には充実度、色沢ともに良く、前年産に比べ品質は良好であった。

東海では、充実度も良く、前年産に比べ品質は良好であった。

近畿では、充実度も良く、前年産に比べ品質は良好であった。

九州では、充実度、粒ぞろい、色沢ともに良く、前年産に比べ品質は良好であった。

(3) その他の農産物の検査

農産物検査法に定められた品目のうち、米麦(製品を含む)以外の品目及び食糧事務所依頼検査規程に基づく品目の検査結果は次のとおりである。

ア 農産物検査法に基づく品目

[品目]	[検査実績県]	[検査数量t]
大 豆	(北海道ほか42県)	101,677
小 豆	(北海道ほか3県)	61,458
えんどう	(北海道)	102

いんげん	(北海道)	10,327
とうもろこし	(長野県)	11
なたね	(青森県)	541
あわ	(岩手県)	1
ひえ	(岩手県)	1
甘しそよ	(一)	—
馬鈴しそよ	(広島県)	2,215
甘しそよ生切干	(長崎県)	270
そば	(北海道ほか15県)	3,066
でん粉	(北海道ほか3県)	263,036
はつか	(北海道)	1

イ 食糧事務所依頼検査規程に基づく品目

〔品目〕	〔検査実績県〕	〔検査数量千枚〕
いぐさ製品	(広島県ほか3県)	1,350

なお、11年産大豆の検査に当たっても、良品質大豆の生産と円滑な流通の促進を図るため、国内産大豆の検査基本対策(平成6年9月5日付け6食糧第1086号(検査)食糧庁長官通達)に基づき、①検査体制の点検・整備、②事前指導、③検査の適正化、④抽出検査及びばら検査の推進を重点として取り進めた。

11年産大豆は、北海道では生育期間を通じて、高温・多照に経過したことから、作柄は「良」となったが、都府県では、8月以降の多雨・日照不足、台風等の影響により作柄は「不良」となり、全国では作況指数97の「やや不良」となった。

10年産と比較すると、作付面積が9百ha(1%)の減少となったが、10a当たりの収量が28kg上回ったことから、収穫量は2万9千t(118%)の増加となった。

(4) 包装の使用状況

11年度における米麦の包装の種類別使用状況は、次のとおりである。

包装の種類	(単位:千個, %)	
	米	麦
麻袋	(3.4)	(3.6)
樹脂袋	2,201	71
	(4.0)	(13.0)
紙袋	2,562	257
	(92.6)	(83.4)
計	59,963	1,653
	(100.0)	(100.0)
計	64,726	1,981

(注) 1 麻袋、樹脂袋及び紙袋30kgは60kg換算個数である。

2 () は包装の種類別比率である。

3 外国産農産物の検査

11年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

産地	ア 検査数量				国別比率
	玄米	精米	碎精米	計	
アメリカ	116,160	148,586	28,988	293,734	(47.4)
タイ	—	102,249	41,231	143,479	(23.2)
オーストラリア	29,289	56,797	11,726	97,812	(15.8)
中国	1,395	56,231	10,002	67,628	(10.9)
ウルグアイ	162	—	—	162	(0.0)
ベトナム	151	15,019	754	15,924	(2.6)
パキスタン	—	74	—	74	(0.0)
イタリア	—	51	—	51	(0.0)
インド	—	75	—	75	(0.0)
エジプト	—	—	813	813	(0.1)
計	147,157	379,082	93,513	619,752	(100.0)

形態別比率 (23.7) 61.2) (15.1) (100.0)

(注) 1 形態とは玄米・精米・碎精米の輸入形態のことである。

2 ラウンドのため、内訳と計が一致しない。

イ 品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産地	項目	船数	検査証明書発行件数	
			数量(t)	件数
エジプト	と う 精 度	3	3	813
中国	水 分	2	2	255
アメリカ, タイ,	被 害 粒	6	6	816
エジプト	中 国, エジプト	異 物	28	28
中国, イタリア,	白 墨 質	3	3	180
オーストラリア	粒			
タイ, 中国	碎 粒	9	9	1,318
アメリカ, タイ,	小碎粒	4	4	5,017
中国, ベトナム	中 国, エジプト	整 粒	1	1
オーストラリア	整 粒			57

(2) 小 麦

産地	用	数量	(単位:千t, %)	
			食糧用	飼料用
アメリカ	2,556	255	2,811	(53.5)
カナダ	1,356	—	1,356	(25.8)
オーストラリア	643	445	1,088	(20.7)
計	4,555	700	5,256	(100.0)
用途別比率	(86.7)	(13.3)	(100.0)	

表14 平成11年産米種類別検査数量（平成12年3月末日現在）

種類	検査数量 (t)	等級比率(%)					
		特上	特等	1等(合格)	2等	3等	等外
玄米	合計	4,688,456	0.0	0.6	62.2	31.0	4.5
	水稻うるち	4,386,774	—	—	62.8	31.1	4.4
	水稻もち	203,972	—	—	46.0	43.0	8.7
	醸造用	95,435	1.9	28.6	47.8	14.5	4.6
	陸稻うるち	—	—	—	—	—	—
	陸稻もち	2,276	—	—	14.0	55.1	27.9
もみ	合計	56,824	—	—	99.8	—	—
	普通種子	15,215	—	—	99.1	—	—
	精米合計	41,609	—	—	100.0	—	—
精米合計	9	—	—	31.0	69.0	—	—

(注) 1 もみの等級比率は、合格の比率である。

(注) 2 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表15 平成11年産水稻うるち玄米地域別検査数量（平成12年3月末日現在）

地域	検査数量 (t)	等級比率(%)				
		1等	2等	3等	等外	規格外
北海道	473,958	79.9	11.5	3.1	0.0	5.6
東北	1,540,830	61.3	32.6	4.9	0.0	1.2
北陸	696,306	57.2	38.1	4.0	0.1	0.6
関東・東山	630,850	80.8	16.8	1.5	0.7	0.2
東海	153,927	63.6	32.9	2.5	0.4	0.5
近畿	215,937	56.7	38.9	3.6	0.5	0.4
中国	273,935	61.1	33.6	3.9	1.0	0.4
四国	106,006	44.7	48.9	4.1	1.5	0.8
九州	291,933	29.8	54.2	12.6	1.3	2.0
沖縄	3,092	7.1	48.1	36.2	0.0	8.6
合計	4,386,774	62.8	31.1	4.4	0.3	1.4

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

(注) ラウンドのため、内訳と計が一致しない。

イ品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外(否)となったものは、次のとおりである。

产地	項目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ、カナダ	きょう雜物	31	31	106,174
アメリカ、カナダ	粗たんぱく	34	34	145,015
アメリカ	芽粒	18	18	86,357
アメリカ	著しい熱損粒	3	3	4,695

(3) 大麦・はだか麦

(単位:千t, %)			
オーストラリア	168	551	719 (59.8)
カナダ	27	230	257 (21.4)
アメリカ	4	223	227 (18.9)
計	199	1,003	1,203 (100.0)

用途別比率 (16.5) (83.5) (100.0)

(注) ラウンドのため、内訳と計が一致しない。

イ品質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外(否)となったものは、次のとおりである。

产地	項目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ	きょう雜物	1	1	1,391

4 成分検査

農産物検査法の改正により、平成8年4月から米及び小麦について、成分検査(任意検査)を実施している。

成分検査は、理化学分析により米の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、その対象項目は、米については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びデン粉となっている。

成分検査は、農産物検査官が成分検査に係る受検品から試料を採取し、食糧事務所品質管理課及び食糧事

表16 平成11年産水稻うるち玄米品種別検査数量
(平成12年3月末日現在)

順位	品種	検査数量 (t)	割合 (%)
1	コシヒカリ	1,382,282	32
2	ひとめぼれ	504,548	12
3	あきたこまち	496,697	11
4	きらら	397	7
5	ヒノヒカリ	193,421	4
6	はえぬき	155,721	4
7	むつほまれ	142,587	3
8	ほしのゆめ	120,422	3
9	キヌヒカリ	108,036	3
10	ササニシキ	84,142	2
上位10品種の合計		3,491,353	80
水稻うるち玄米総合計		4,386,774	

(注) ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

表17 平成11年産麦類検査数量 (平成12年5月末日現在)

種類	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1等	2等	等外上	規格外
大麦	74,437	77.6	14.2	—	8.2
はだか麦	18,469	78.5	14.7	—	6.8
小麥	633,805	75.3	10.5	—	14.1
ビール大麦	69,733	16.7	74.2	9.1	—
飼料用大麦	31,478	(合格)	100.0	—	—
種子用麦	9,675	(合格)	100.0	—	—
合計	837,597				

(注) ラウンドの関係で等級比率の計が100とならないことがある。

第9節 加工食品

1 みそ・しょうゆ

(1) 企業構造

平成7年12月現在におけるみそ製造業の企業数は、1,351企業(1,355工場)であり、そのほとんどが中小企業である。

また、平成7年12月現在におけるしょうゆ製造業の企業数は、1,879企業(1,883工場)である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社(8工場)にすぎないが、生産シェアで約48%(9年)を占めている。

(2) 生産状況

11年におけるみそ・しょうゆの生産数量は、みそは54万3千tで前年より2千tの減(前年比0.4%減)、しょうゆは104万3千kℓで前年より3万kℓの減(同1.9%減)となった。

(3) 輸出状況

11年におけるみそ・しょうゆの輸出総量は、みそは

務所から委託を受けた指定検査機関(農産物検査法に基づき農林水産大臣が指定する者)が当該試料の測定を行い、その結果を農産物検査官が証明するものである。

平成11年度の成分検査の実施件数は、米については2,252件、小麦については2,276件となっている。

5千tで前年比14.2%増、金額では10億8,028万円で前年比9.9%増となっており、主要輸出先はアメリカ、韓国、台湾等である。また、しょうゆは1万kℓで前年比6.3%減、金額では22億6,289万円で前年比6.7%減となっており、主要輸出先はアメリカ、香港、中国である。

2 小麦粉

(1) 企業構造

平成11年3月末現在における小麦粉製造業の企業数は129企業(162工場)であり、これらを合計した日産設備能力は、3万1千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、中小企業のうち33%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業(4社)が68.8%を占めている。

(2) 生産状況

10年度における小麦粉の生産数量は、460万tで前年より1.0%減少している。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の38.9%、めん用粉の34.2%、菓子用粉の11.9%となっており、この3用途で生産数量全体の85.0%

を占めている。

(3) 近代化計画

中小企業近代化促進法に基づき、平成10年度から平成14年度を目標とする第6次近代化計画を策定し、これに基づき構造改善事業（参加企業数100企業）を実施している。

3 精 麦

(1) 企 業 構 造

平成11年3月末現在における精麦業の企業数は、77企業（79工場）で、すべて中小企業である。

(4) 生 产 状 况

10年度における精麦の生産数量は13万8千t（前年比2.8%減）となっている。種類別生産比率は、普通精麦93.0%（押麦11.2%，切斷圧べん0.5%，切斷無圧べん3.3%，精白麦83.0%），ビタミン強化精麦7.0%となっている。

4 麦 茶

(1) 企 業 構 造

11年3月末現在における麦茶製造業の企業数は、87企業（87工場）であり、すべて中小企業である。

(2) 生 产 状 况

10年度における麦茶の生産数量は4万3千tで、前年比3.3%増となっている。

5 め ん 類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

(1) 企 業 構 造

平成8年12月末現在におけるめん類製造業の工場数は、生めん類3,869，乾めん類2,147，即席めん類74，マカロニ・スパゲッティ類13で合計6,103工場となっている。めん類製造業は、即席めん類以外は大企業の数が極めて少なく、おおむね中小企業である。

(2) 生 产 状 况

11年におけるめん類の生産量は、142万6千t（小麦粉換算）で前年より3千t増（前年比0.2%増）となっている。

種類別にみると、生めん類68万2千t（前年比1.4%減），乾めん類23万9千t（同4.0%減），即席めん類33万7千t（同6.0%増），マカロニ・スパゲッティ類16万8千t（同2.4%増）である。

(3) 輸 出 入

11年におけるめん類の輸出量は、1万5千t（輸出金額47億円）で前年比4.4%減（同0.7%減）となっている

る。これを種類別にみると乾めん類5.5千t（同16億円），即席めん類8.6千t（同30億円），マカロニ・スパゲッティ類0.7千t（同0.6億円）である。

一方輸入量は9万t（輸入金額106億円）で前年比6.5%増（同7.1%減）である。

これを種類別にみると、乾めん類1.9千t（前年比31.2%増），即席めん類2.3千t（同15.6%増），マカロニ・スパゲッティ類85.9千t（同5.8%増）である。

6 パ ン 類

(1) 企 業 構 造

平成8年12月末現在におけるパン製造業の企業は、4,480企業（4,587工場）であり、そのうち大企業は6社となっている。

(2) 生 产 状 况

11年におけるパン類の生産数量は125万t（小麦粉換算）で前年比1.3%増となっている。

これを種類別にみると、食パン61万8千t（前年比1.1%増），菓子パン38万1千t（同0.4%増），その他パン20万8千t（同4.3%増），学給パン4万4千t（同2.0%減）である。

7 ビスケット類

(1) 企 業 構 造

平成8年12月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の企業数は108企業（137工場）であり、そのうち大企業は、7社となっている。

(2) 生 产 状 况

11年におけるビスケット類の生産数量は21万9千製品tで前年比0.1%減となっている。

(3) 輸 出 入

11年におけるビスケット（スイート）類の輸出数量は1.6千t，金額では12億8千万円で前年比各々13.5%減，14.3%減となっている。主要輸出先は香港，台湾，シンガポール等である。

一方、輸入数量は9.6千t，金額では42億5千万円で前年比は各々2.3%増，15.3%減となっている。主要輸入先はアメリカ，デンマーク，中国，フランス等である。

8 米 蕎

（あられ・せんべい）

(1) 企 業 構 造

平成9年12月末日現在における企業数は、801企業（817工場）であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社（12工場）が占めている生産シェアは48%（11年）となっている。

(2) 生産状況

11年の米菓の生産数量は21万tで前年より0.7千tの減（前年比0.3%減）である。

(3) 輸出入

11年の米菓輸出数量は、4.9千tで前年比4.8%増、金額では、29億円で前年比0.2%減となっており、主要輸出先はアメリカ、オランダ、台湾等である。

一方、輸入数量は6.6千tで前年比5.3%減、金額では、25億9千万円で前年比11.5%減となっており、主要輸入先はタイ、台湾等である。

9 加工米飯**(1) 企業構造**

平成12年3月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で142企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

(2) 生産状況

11年における加工米飯の生産量は26万7千tで、前年比24.7%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万4千t(前年比9.2%増)、無菌包装米飯5万3千t(同53.1%増)、冷凍米飯17万8千t(同21.7%増)、チルド米飯6千t(同1.6%増)、缶詰米飯2千t(同9.0%増)、乾燥米飯4千t(同8.8%増)となっている。

10 米麦加工食品改善推進事業

米麦加工食品産業の健全な発展に資するため、米麦加工食品を取り巻く諸問題を検討し、今後の展開方向を目指すため、昭和59年以降各種事業を推進している。

平成9年12月の麦問題研究会において、「新たな麦政策のあり方について」の最終報告がなされ、製粉企業の合理化・体质強化について具体的な目標を示して推進する観点から、小麦粉製造・販売コスト目標（ガイドライン）を示すとともに、これに向けた企業の取り組みを支援することの必要性等が示されたところである。

このため、中小を主体とする製粉企業の合理化・体质強化を具現化するための方策の検討及び経営コンサルティングの実施による体质強化の実践を踏まえた、今後の経営方向のモデルの提案を行うことで企業の積極的な合理化・近代化を助長させるための支援事業を実施する必要性があり、平成11年度においては、財團

法人全国食生活改善協会に次のような事業を委託し、実施した。

(1) 体質基盤強化指針策定委員会の開催

製粉企業の代表者及び学識経験者等を構成員とする体質基盤強化指針策定委員会を設置し、2に定める調査の実施についての基本的な事項を検討するとともに、その調査結果を分析し、小麦二次加工を業とする企業、小麦粉卸売を業とする企業等からみた中小製粉企業の問題点を整理した上、指針を取りまとめた。

(2) 調査の実施

中小製粉企業の取引の相手となるパン及びめん類の製造を業とする企業並びに小麦粉卸売業を業とする企業等を対象として、小麦粉取引きの実態、要望、事業効率化の影響等に関するアンケート調査及び実態調査を行った。

11 食品流通改善巡回点検指導事業等

近年、食品に関する安全性の確保、価格の安定、流通円滑化、品質の維持向上及び表示の適性化等についての国民の要請はますます高まっており、これらの要請に応えて、きめの細かい食品行政の展開を図ることが現下の急務となっている。

このような状況に鑑み、昭和53年度から、「食品流通改善巡回点検指導事業」を実施している。

この事業は、食糧事務所職員が食品の生産及び流通の各段階にわたる巡回点検、指導等を実施することにより、安全かつ良質な食品の供給、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を総合的に推進するものであり、11年度は次の業務を実施した。

- (1) 食品価格需給動向予察業務
- (2) 米麦加工食品基礎調査業務
- (3) 食品流通改善基礎調査業務
- (4) 食品価格高騰時パトロール業務
- (5) 放出野菜販売状況等監視指導業務
- (6) 外食価格等動向調査監視指導業務
- (7) 生鮮食品等緊急対策業務
- (8) 農産物安全対策業務
- (9) 畜産物安全対策業務
- (10) 水産物安全対策業務

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の普及・啓発等を行う「容器包装廃棄物リサイクルシステム点検指導事業」を実施した。